

原案可決

議提議案第 2 号

熊谷市議会委員会条例の一部を改正する条例

熊谷市議会委員会条例（平成 1 7 年条例第 2 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「、固定資産評価審査委員会及び行政センター（総務税務課（市長公室、総合政策部及び総務部の所管に関する事項に限る。）の所管に関する事項」を「及び固定資産評価審査委員会の所管に関する事項（行政センターにおいて所管する事項を含む。）」に改め、同条第 2 号から第 4 号までを次のように改める。

(2) 福祉環境常任委員会 9 人

福祉部及び環境部の所管に関する事項（行政センターにおいて所管する事項を含む。）

(3) 市民産業常任委員会 8 人

市民部、産業振興部、水道部及び農業委員会の所管に関する事項（行政センターにおいて所管する事項を含む。）

(4) 都市建設常任委員会 8 人

都市整備部及び建設部の所管に関する事項（行政センターにおいて所管する事項を含む。）

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条の規定は、平成 1 8 年 4 月 1 日から適用する。

提出者	議 員	滝 沢 肇
〃	〃	小 林 甚 一
〃	〃	栗 原 健 昇
〃	〃	大久保 照 夫
〃	〃	泉 二 良
〃	〃	松 本 亘
〃	〃	林 真佐子
〃	〃	岡 村 文 男
〃	〃	牛 込 志津江
〃	〃	石 橋 咲 子